

## スポーツクラブ湘南台ファースト 会則

### 第1条 名称及び所在

本クラブは、「スポーツクラブ湘南台ファースト」と称し、所在地を神奈川県藤沢市湘南台 2-6-3 ウエストプラザ 2 番地とします。

### 第2条 運営

本クラブは、株式会社テキスト(以下、会社という)が、その管理、運営を行ないます。

### 第3条 目的

本クラブは、会員が本クラブの施設を利用して心身の健康維持及び増進を図ると共に、会員相互の親睦を図ることを目的とします。

### 第4条 適用

- (1) 本会則は、本クラブ及び本クラブにおいて提供される諸サービスに適用されるものとします。
- (2) 本会則は、本クラブへ入会又は本クラブを利用する上で守るべき定めであり、その効力は次の各号に定める方に及ぶものとします。
  - ① 本クラブの会員及び本クラブに入会を希望される方
  - ② 本クラブの会員以外で本クラブを利用される方
  - ③ 本クラブの会員資格を喪失した方のうち、会費等の滞納がある方

### 第5条 会員制度

- (1) 本クラブは会員制とし、会員は次条の入会資格をすべて満たさなければなりません。
- (2) 本クラブに入会される方又は法人は、本会則及び会社が別に定める諸規則に同意した上で、会社と契約を締結しなければなりません。
- (3) 会員の契約期間は、利用開始月のみ当該月末までで、その後は月単位とし、会社所定の退会手続きが完了し、退会手続き時に定めた退会日が到来するまで自動更新とします。
- (4) 本クラブの会員の種別、利用時間等は別に定めます。但し、会社の必要に応じて新規に会員の種別を設定又は廃止することができるものとします。
- (5) 会員が本クラブを利用するときは、利用する施設に会員証(一部施設にあつては、これに加えて、静脈情報等の会員本人であることを確認するための情報)を提示します。
- (6) 利用内容については別に定めるものとします。また、必要に応じて、新規会員種別の設定及び会員種別の変更、廃止を行うことができるものとします。(個人法人記載削除)

### 第6条 入会資格

- (1) 本会則及び会社が別に定める諸規則を遵守する方
- (2) 満 16 歳以上(又は高校生以上)の方
- (3) 刺青・タトゥー(判別が困難なペインティング等を含む)をしていない方(但し、刺青・タトゥーをしている方でも、会社において個別審査の上、クラブ内の風紀等を乱さないと判断した場合は入会資格を認める場合があります)
- (4) 現在のみならず将来にわたって、自らが以下の各号に定める暴力団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力等」といいます。)に該当しない方
  - ①暴力団
  - ②暴力団員(暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む)
  - ③暴力団準構成員
  - ④暴力団関係企業の役員、従業員または株主もしくは実質的支配者等の関係者
  - ⑤その他前各号に準ずるもの
- (5) 医師等により運動を禁じられておらず、本クラブの利用に支障が無いと自己責任において申告された方
- (6) 妊娠中でない方
- (7) 伝染病、その他、他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有しない方
- (8) 自己管理のもと、施設を一人で利用することができる方
- (9) 過去に会社又は他のスポーツクラブ等により除名等の告知を受けたことのない方
- (10) 会社が適当と認めた方
- (11) 会員は、本クラブに対し、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを保証します。
  - ①暴力的な要求行為
  - ②法的な責任を越えた不当な要求行為
  - ③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④風説を流布し、偽計または威力を用いて本クラブの信用を毀損し、または本クラブの業務を妨害する行為
  - ⑤その他前各号に準ずる行為

## 第 7 条 未成年者の取扱い

- (1) 未成年者が入会する場合は、親権者の同意を必要とします。この場合、親権者は本会則及び会社が別に定める諸規則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
- (2) 未成年について定めた前項の規定は、成年被後見人、被保佐人、被補助人に準用します。

## 第8条 入会手続き

- (1) 本クラブに入会を希望される方は、会社所定の入会申込み手続きを行い、会社の承認を経て、会社が別に定める入会金、登録料、諸会費を会社所定の方法で会社に支払い、入会手続きを完了させなければなりません。
- (2) 会員資格は、前項に定める入会手続きが完了し、入会手続き時に定めた利用開始日が到来した時点において、取得するものとします。
- (3) 本クラブは、その自由な裁量により、入会申込みを承認又は承認しないことができ、その理由を示す必要はないものとします。
- (4) 本クラブは、必要と判断した場合は、入会を希望される方に対し、医師による診断書及び施設利用に関する誓約書等の提出を求めることができるものとします。
- (5) 会員は、入会后、本クラブから身分証明書等、本人確認情報の提示を求められたときは、速やかに応じるものとします。本クラブは、会員がその求めに応じない場合、当該会員の施設の利用を禁止することができます。

## 第9条 会員証

- (1) 会社は、会員(法人会員を除く)に対して記名式会員証(以下、会員証という)を発行し、これを貸与するものとし、会員証の使用は記名者本人に限定します。
- (2) 会員(法人会員を除く)は、本クラブの利用にあたり、会員証を提示又は提出しなければなりません。
- (3) 会員は、会員証を他へ譲渡又は貸与したり、担保目的に供したりすることはできません。他へ譲渡又は貸与が発覚した場合は、その会員を除名するものとします。
- (4) 会員は、会員証を紛失した場合は、速やかに会社所定の失効手続きをとると共に再発行の申請手続きをとることとし、その費用を負担しなければなりません。
- (5) 会員は、会員証を破損又は汚損した場合は、会社所定の再発行の申請手続きをとることとし、その費用は会員が負担しなければなりません。但し、経年劣化による破損又は汚損の場合の費用負担に関しては、その限りではありません。
- (6) 会員は、会員資格を喪失した場合は、速やかに会員証を返還しなければなりません。やむを得ず返還できない場合は、会員の責任において切断する等の利用不能の状態にして処分しなければなりません。

## 第10条 会費等の支払い

- (1) 会員は、本クラブへの入会(再入会を含む)にあたり、会社が別に定める入会金、登録料を会社に支払うものとします。
- (2) 会員は、本クラブの利用にあたり、会社が別に定める諸会費、諸料金を会社に支払うものとします。
- (3) 会員は、入会金、登録料、諸会費、諸料金(以下、会費等という)を、会社が別に定める期日までに、会社所定の方法で会社に支払わなければなりません。

- (4) 会員は、本クラブの会員資格を有する限り、会社所定の退会手続きが完了し、退会手続き時に定めた退会日が到来するまでは、施設の利用の有無に関係なく、会費等の支払い義務が生じるものとします。
- (5) 諸会費に未納金がある場合には全て完納するものとします。
- (6) 在籍継続期間条件にて諸会費の割引特典が適用されていた場合で、在籍継続期間未滿での退会となった場合、当該特典は無効となり、経過期間については入会時に遡って精算し正規の諸会費との差額をお支払いいただくものとします。

#### **第 11 条 会費等の返還**

- (1) 一旦納入した入会金、登録料、諸料金は、理由の如何を問わずこれを返還しません。
- (2) 諸会費は、入会申込書に記載の利用開始日以前に入会取り消しの申し出を受け、会社が認めた場合を除き、これを返還しません。

#### **第 12 条 会費等の滞納**

- (1) 会員は、会費等の支払いを滞納した場合は、直ちにその全額を会社所定の方法で会社に支払わなければなりません。
- (2) 会社は、会員に会費等の滞納がある場合は、施設の利用を制限することができます。
- (3) 会社は、会員に会費等の滞納がある場合は、その会員を除名にすることができます。但し、除名となった場合でも、会員は滞納している会費等を全額支払わなければなりません。

#### **第 13 条 会費等の改定**

- (1) 会社は、経済情勢等の変動その他の事情により必要と判断した場合は、本会則に基づいて会員が負担する諸費用、利用範囲、条件および施設運営システム等について、会員の承認を得ることなくこれらを変更または廃止することができます。
- (2) 会社は、会費等の改定を行う場合は、本クラブの会員に対し、当該改定の 1 ヶ月前までに告知するものとします。

#### **第 14 条 キャンペーン特典での入会**

- (1) キャンペーン特典を適用して入会した会員は、キャンペーン毎に会社が定める諸条件を遵守しなければなりません。
- (2) 会員は、キャンペーン毎に会社が定める諸条件を満たさなかった場合は、キャンペーン特典による値引き分(正規料金との差額)を、会社所定の方法で会社に支払わなければなりません。

#### **第 15 条 諸手続き、届出**

- (1) 会員が入会申込書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに会社所定の変更手続きをしなければなりません。
- (2) 会員は、第 26 条第 2 号から第 7 号に定める事由に該当する場合は、速やかに会社に対し書面によりその旨を届出なければなりません。会員がこの届出を怠ったことにより、会員に損害が生じた場合、会社は

当該損害について責を負わず、また、これによって会社に損害が生じた場合、会員は会社に対して当該損害を賠償しなければなりません。

#### 第16条 会員種別の変更

- (1) 会員は、会員種別を翌月から変更する場合は、会社が別に定める期日までに、会社所定の変更手続きを完了しなければなりません。
- (2) 会員が会社が別に定める期日を過ぎて会員種別の変更を申し出た場合は、最短で翌々月からの変更となるものとし、これにつき会員は異議を申し立てないものとします。
- (3) 会員種別を変更する場合は、会社が別に定める手数料を会社に支払わなければなりません。

#### 第17条 退会

- (1) 会員は、自己都合により翌月から本クラブを退会する場合は、会社が別に定める期日までに、会社所定の退会手続きを完了しなければなりません。
- (2) 会員が会社が別に定める期日を過ぎて退会を申し出た場合は、最短で翌々月からの退会となるものとし、これにつき会員は異議を申し立てないものとします。
- (3) 退会手続きは会員本人が直接来館して書面にて行うものとし、電話・メール・郵送・第三者による届出等による申し出は受け付けられません。但し、未成年者の場合は、その親権者が本人に代わって退会手続きを行うことができます。
- (4) 会員が死亡した場合は、親族又はこれに準ずる者による退会手続きが必要となります。
- (5) 会員が入会後に妊娠した場合は、直ちに退会を申し出て、会社所定の退会手続きを行わなければなりません。
- (6) 退会手続きが完了した会員は、退会手続き時に定めた退会日をもって退会となります。
- (7) 会員に会費等の滞納がある場合は、退会手続き時まで、これを全額支払わなければなりません。
- (8) 退会月の諸会費は、退会が月の途中であっても、これを全額支払わなければなりません。

#### 第18条 会員の除名

- (1) 会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、会社はその会員を除名することができます。
  - ① 本会則及び会社が別に定める諸規則に違反した場合
  - ② 本クラブのスタッフの指示・指導に従わない等の行為によりクラブ運営に支障をきたした場合
  - ③ 禁止行為を行った又は行う恐れがあると会社が判断した場合
  - ④ 会費等の支払いを滞納し、催告を受けても完納しない場合
  - ⑤ 入会に際して虚偽の申告をした場合
  - ⑥ 入会資格を満たさないと会社が判断した場合
  - ⑦ 他の方や施設スタッフに対する迷惑行為、本クラブの運営に支障を与えるような行為をしたり、その他、本クラブの会員としてふさわしくない言動があったと会社が判断した場合

- ⑧ 施設利用に際して不当且つ不合理な要求をなすなどにより当社及びパートナー・従業員を著しく困惑せしめた場合
  - ⑨ 他の方や施設スタッフを誹謗、中傷し、本クラブに被害の届出があった場合
  - ⑩ 他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押したり、拘束する等の暴力行為があった場合
  - ⑪ 大声・奇声を発したり、他の方や施設スタッフの行く手を塞ぐなどの威嚇行為や迷惑行為があった場合
  - ⑫ 物を投げる、壊す、叩くなど、他の方やスタッフが恐怖を感じる危険な行為があった場合
  - ⑬ 親権者が暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力であることが判明した場合
  - ⑭ 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束する等の迷惑行為があった場合
  - ⑮ 他の方や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為があり、本クラブにその旨の届出があった場合
  - ⑯ 痴漢、のぞき、露出、唾をはく等、法令や公序良俗に反する一切の行為があった場合
  - ⑰ その他、本クラブの名誉、信用を傷つけたり、秩序を乱した場合
- (2) 除名により会員資格を喪失した日までに発生した会費等の滞納がある場合は、直ちにその全額を会社所定の方法で会社に支払わなければなりません。

#### **第 19 条 会員資格の喪失**

会員は、次の各号のいずれかに該当する場合、会社と締結した諸契約はすべて終了し、会員資格及び会員として有する如何なる権利をも喪失するものとし、会社に対して、遅滞なく会員証を返還しなければなりません。

- ① 退会
- ② 死亡又は法人の解散
- ③ 除名
- ④ 本クラブを閉鎖したとき

#### **第 20 条 会員資格の譲渡、貸与等**

本クラブの会員資格は本人限りとし、他に譲渡、相続その他包括継承、又は貸与できません。

#### **第 21 条 営業時間等**

- (1) 本クラブの営業時間及び休館日（以下、営業時間等という）は別に定めます。但し、会社の必要に応じて営業時間等を変更することができるものとします。
- (2) 会社は、営業時間等の変更を行う場合は、本クラブの会員に対し、当該変更の 1 ヶ月前までに告知するものとします。

#### **第 22 条 会員以外の方の施設利用**

- (1) 本クラブは、会員が同伴する会員以外の方及び本クラブが適当と認めた会員以外の方(以下、ビジターという)に対して、施設を利用させることができるものとします。
- (2) ビジターが施設を利用する場合は、本会則及び会社が別に定める諸規則が適用されるものとします。また、ビジターは、会社が別に定める諸料金を会社に支払うものとします。
- (3) 会員が同伴する会員以外の方(以下、同伴ビジターという)の施設利用については、同伴した会員の資格に準じ、同伴により施設を利用するものとします。尚、同伴した会員は、同伴ビジターの一切の行為について、本人と連帯して責任を負うものとします。
- (4) 会社は、必要と認めた場合、ビジターの施設利用を制限できるものとします。

### 第 23 条 健康等管理

- (1) 会員及びビジターは、自己の責任において健康管理を行い、過去の病歴と現在の健康状態に鑑み、不調があるときは利用を控えるものとします。また、会社が会員及びビジターの体調不良を認めた場合、体調が回復するまでの間、施設の利用を控えるよう指示することができるものとし、会員はこれに対し異議を述べず従うものとします。
- (2) 会社は、必要により医師の健康診断書等の提出を求めることができます。

### 第 24 条 諸規則等の遵守

- (1) 会員及びビジターは、本クラブの施設利用に際しては、本会則及び会社が別に定める諸規則、注意事項、案内等を遵守し、本クラブの施設内においては本クラブのスタッフの指示に従うものとします。
- (2) 会員及びビジターは、24 時間ジム・24 時間ゴルフの施設利用にあたっては、店舗スタッフによる補佐・管理・監督等がない環境下での自己責任によるフィットネス及びフィットネス機器の使用になることを十分に理解し、利用に付随する全てのリスクを負うものとします。また、24 時間ジム・24 時間ゴルフ以外の施設利用であっても、店舗スタッフによる補佐・管理・監督等がない環境下でフィットネス及びフィットネス機器を利用する場合も同様に自己責任となることにご留意ください。
- (3) 会員及びビジターは、会員及びビジターが施設利用に関連して傷害、死亡その他の損害を負った場合、当該損害の発生について本クラブの従業員又は関係者の故意または重過失がある場合を除き、その責任の全てを会員及びビジター自身が負うものとし、本クラブ、本クラブの従業員及び関係者はいかなる責任も負わないことを了承します。

### 第 25 条 禁止行為

会員及びビジターは、本クラブの施設内又は施設周辺で、以下の各号に該当する行為を行ってはなりません。

- ① 本クラブの会員(ビジターを含む)、本クラブのスタッフ、本クラブ又は会社を誹謗・中傷する行為
- ② 本クラブの会員(ビジターを含む)又は本クラブのスタッフに対する暴力行為、危険行為、威嚇行為、ストーカー行為、拘束行為
- ③ 盗撮・盗聴(許可のない撮影・録音を含む)、痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令又は公序良俗に反する行為

- ④ 施設、器具、その他備品の破壊、損傷、落書き、長時間の独占、持出し等の行為
- ⑤ 刃物・爆発物等の危険物や、異音・異臭を発する物、動物等を館内に持ち込む行為
- ⑥ 高額な金銭及び貴重品を館内に持ち込む行為
- ⑦ 館内での飲酒・喫煙(電子タバコ、無煙タバコを含む)又は飲酒をしてから施設を利用する行為
- ⑧ 所定の場所以外での排泄行為
- ⑨ 許可なくインターネットその他の媒体を使って本クラブの情報を公開する等の行為
- ⑩ 許可なく対価を得て本クラブの会員(ビジターを含む)に指導をする等の行為
- ⑪ 本クラブの会員(ビジターを含む)又は本クラブのスタッフに対する営業行為、勧誘行為、金銭の貸借等の行為
- ⑫ 宗教活動、政治活動、署名活動その他これに準ずる行為
- ⑬ 本クラブのスタッフ、本クラブ又は会社に対する不当又は過度な要求行為
- ⑭ 家族、知人等による会員証の不正利用行為
- ⑮ 本クラブの秩序を乱す行為
- ⑯ その他、会社が会員としてふさわしくないと認める行為
- ⑰ 他の会員の会員証を、当該会員の承諾を得たか否かにかかわらず、使用する行為
- ⑱ その他法令および公序良俗に反する一切の行為

#### **第 26 条 施設利用の禁止、退場**

本クラブは、次の各号に該当する方の施設利用の禁止又は退場を命じることができます。ただし、会員は本クラブから本クラブの施設の利用を制限または禁止された場合であっても、第 10 条に定める諸費用を支払います。

- ① 本会則及び会社が別に定める諸規則を遵守しない方
- ② 刺青・タトゥー(判別が困難なペインティング等を含む)のある方
- ③ 暴力団その他反社会的な組織に所属している方
- ④ 医師等により運動又は入浴を禁じられている方
- ⑤ 妊娠中の方
- ⑥ 伝染病、その他、他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有する方
- ⑦ 自己管理のもとで施設を一人で利用することができない方
- ⑧ 禁止行為を行った又は行う恐れがあると会社が判断した方
- ⑨ 他の会員(ビジターを含む)に迷惑をかけた又はかける恐れがあると会社が判断した方
- ⑩ 本クラブのスタッフの指示に従わない方
- ⑪ 会社が不相当と認めた方

- ⑫ 支払方法の設定が確認できないとき(会員が支払方法を設定した後に、会員の責めにより、その支払方法または手段が利用できなくなったときも同様とします)。
- ⑬ 諸費用の支払いを連続して2ヶ月怠ったとき
- ⑭ 前項に基づき本クラブが本会則に基づく契約を解約したことによって会員に損害が生じた場合であっても、本クラブはその損害を賠償する責めを負わないものとする

#### **第27条 施設利用の予約制、施設の閉鎖及び利用制限**

- (1) 会社が定めた場合には、施設利用について予約制とすることができます。
- (2) 次の各号の場合、会社は施設の一部又は全部を閉鎖もしくは利用を制限することができます。クラブ閉鎖の場合、全ての会員は退会します。退会に際して入会金の返還は行いません。また、諸経費に当月未経過分がある場合にはその未経過分の返還も行いません。
  - ① 事故、天災等の事由により営業できない場合
  - ② 施設修理、点検又は改装を行う場合
  - ③ 安全を維持する上で会社が必要と判断した場合
  - ④ 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他会社が管理運営上必要とした場合
  - ⑤ 会社が別に定める休館日及び会社が臨時に設定する休館日
- (3) 前2項の場合において、会員は損害賠償等の異義申し立てはできないものとします。

#### **第28条 施設の変更**

- (1) 会社は、本クラブの運営及び管理に必要と判断した場合は、本クラブの施設の一部又は全部を変更することができます。
- (2) 会社は、施設の大幅な変更を行う場合は、本クラブの会員に対し、当該変更の1ヶ月前までに告知するものとします。
- (3) 施設の変更を行った場合でも、会員の会費等の支払い義務に変更はないものとします。

#### **第29条 遺失物の取扱い**

- (1) 本クラブの施設内において忘れ物、落し物、放置物等(以下、遺失物という)を拾得した場合は、本クラブの定めに基づき適切に取り扱うものとします。
- (2) 本クラブの施設内で拾得した遺失物は、1ヶ月経過後に処分するものとし、これにつき会員(ビジターを含む)は異議を申し立てないものとします。尚、安全衛生上の問題が生じる恐れがある場合は、期間の経過前であっても処分を行うことができるものとします。

#### **第30条 会社の免責**

- (1) 本クラブの利用に際して、所持品の盗難、紛失又は毀損、人的事故等により会員に損害が生じた場合は、会社の責に帰す事由がある場合を除き、会社は当該損害について一切の責任を負わないものとします。
- (2) 本クラブの利用に際して、会員の責に帰す事由により自己又は他の会員(ビジターを含む)に損害が生じた場合は、会社は当該損害について一切の責任を負わないものとします。
- (3) 会員間に生じたトラブルについては、当事者間にて解決するものとし、会社は一切の責任を負わないものとします。
- (4) 前3項は、ビジターについても同様とします。
- (5) 会社は、会員が諸施設の外で被った事故などについて、一切の責任をおいしません

### **第31条 会員の損害賠償**

- (1) 会員は、本クラブの施設の利用中、自己の責に帰す事由により会社又は第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償の責に任ずるものとします。
- (2) 加害者が同伴ビジターの場合、同伴ビジターと同伴した会員が本人と連帯して責任を負うものとします。
- (3) 加害者が法人会員の場合、登録法人は本人と連帯して責任を負うものとします。

### **第32条 個人情報の取扱い**

- (1) 会社は、会員の個人情報を、個人情報保護法その他関係する法令・ガイドライン等に従って適正に管理するものとします。
- (2) 会社は、会員の個人情報を次の各号の目的の範囲内でのみ利用します。
  - ① 会社が経営・運営する施設における商品・サービスの提供及び顧客管理のため
  - ② 会費等の回収を行うため(集金代行会社等への提供を含む)
  - ③ 運営に関するご案内、入会に関するご案内及び各種キャンペーン・イベント等のご案内を行うため
  - ④ 顧客動向等の調査・分析及び商品・サービスの改善・開発等を目的とした調査・分析を行うため
  - ⑤ 各種お取引解約後の事後管理のため
  - ⑥ その他、会社が経営・運営する施設の運営とその関連業務を行うため

### **第33条 告知方法**

- (1) 会社から会員に対する告知は、本クラブ内の所定の場所に掲示する方法により行います。但し、これに換えて随時電子メール、郵便、電話等により告知することができるものとします。
- (2) 電子メール、郵便、電話等により告知する場合は、会員から届け出のあった最新の電子メールアドレス、住所、電話番号宛てに行うことにより告知を完了したものとみなし、会社は告知の未達について責を負いません。

### **第34条 細則**

本会則に定めのないもので本クラブの管理運営上必要な事項について、会社は、諸規則、注意事項、案内等を定めることができるものとします。

#### **第 35 条 改定**

- (1) 会社は、本会則及び会社が別に定める諸規則、注意事項、案内、その他本クラブの管理運営に関する事項(以下、本会則等という)を改定することができるものとします。
- (2) 改定された本会則等の効力は、発効日をもって全会員に及ぶものとします。
- (3) 会社は、本会則の改定を行う場合は、本クラブの会員に対し、当該改定の 1 ヶ月前までに告知するものとします。

#### **第 36 条 発効**

本会則は 2017 年 10 月 1 日より発効します。